

雇用調整助成金の見直し

平成20年度

助成金名
雇用調整助成金
雇用調整助成金 (事業概要) 景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的とする。 <input type="radio"/> 助成率等 ・休業、出向に係る手当又は賃金の2/3に相当する額 <input type="radio"/> 支給限度日数 ・1年間で200日、3年間で300日
中小企業緊急雇用安定助成金 (事業概要) 原材料高等により事業活動に悪影響を受ける中小企業事業主の雇用維持の取組を支援するため、休業、教育訓練、出向に係る手当又は賃金に相当する額の助成金を支給する(雇用調整助成金の拡充)。 <input type="radio"/> 助成率等 ・休業、出向に係る手当又は賃金の4/5に相当する額 <input type="radio"/> 支給限度日数 ・1年間で200日、3年間で300日
(新規)

平成21年度

助成金名
雇用調整助成金
雇用調整助成金 (見直し概要) <input type="radio"/> 雇用を維持する事業主に対する助成率引き上げ 被保険者等(派遣労働者を含む。)を解雇等せず、有期契約労働者及び派遣労働者の雇用を維持する事業主については、助成率を引き上げる。 2/3 → 3/4
中小企業緊急雇用安定助成金 (見直し概要) <input type="radio"/> 雇用を維持する事業主に対する助成率引き上げ 被保険者等を解雇等せず、有期契約労働者及び派遣労働者の雇用を維持する事業主については、助成率を引き上げる。 4/5 → 9/10
残業削減雇用維持奨励金 (制度概要) 残業時間の削減により、有期契約労働者及び派遣労働者の雇用維持をした場合に助成金を支給 <input type="radio"/> 支給対象事業主 ・生産高・売上高減少 ・被保険者等を解雇しないこと ・被保険者等の数が直前6か月平均の80%以上 ・残業時間を大幅に削減(直前6か月平均の1/2以上減かつ5時間以上減) <input type="radio"/> 助成額 ・有期契約労働者1年1人あたり20万円(中小企業30万円) ・派遣労働者1年1人あたり30万円(中小企業45万円) <input type="radio"/> 助成金を受けた事業主は、その後1年間は再度支給を受けることができない。